

社会保険労務士による個別相談会のご案内

2019年4月に働き方改革関連法案が施行されて以降、年5日の年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の適用など、法の趣旨に沿った対応が求められています。そこで、労働法制対策の専門家による相談会を下記日程で開催します。ご相談を希望される方は下記QRコードからお申し込みください。

- ・働き方改革関連法等の労働法制概要
- ・働き方改革に対応した労務管理相談
- ・就業規則の運用に関する相談 など

お気軽にご相談ください

【日 時】

完全予約制

令和5年 11月 9日(木)、11月16日(木)、11月22日(水)、
12月 7日(木)、12月14日(木)、12月21日(木)、
令和6年 1月11日(木)、 1月25日(木)、 1月31日(水)
①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ ④16:00～

【会 場】 関商工会議所 小会議室 【参加費】 無 料

【相談員】

WAVE社会保険労務士事務所 波多野英雄 氏（特定社会保険労務士）

【申込方法】

右記QRコードからお申し込みください。
QRコードから申し込みができない方は、
事務局（0575-22-2266）へご連絡ください。

【問合せ先】

関商工会議所 担当：渡邊和徳
TEL:0575-22-2266 FAX:0575-24-6102
E-mail:kazunori@sekicci.or.jp

【 Q R コ ー ド 】

